

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	1
○ 臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）（抄）（附則第四条関係）	43
○ 環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）（抄）（附則第五条関係）	44

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等 （第二条―第八条）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（第九条―第十一条）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（第十二条―第二十二条）</p> <p> 第二款 <u>地球環境局（第二十三条―第二十七条）</u></p> <p> 第三款 <u>水・大気環境局（第二十八条―第三十三条）</u></p> <p> 第四款 <u>自然環境局（第三十四条―第三十九条）</u></p> <p> 第五款 <u>環境再生・資源循環局（第四十条―第四十四条）</u> （削る）</p> <p>第三章 審議会等（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十八条）</p> <p>第五章 地方支分部局（第四十九条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括 官の設置等（第二条―第八条）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（第九条―第十一条）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（第十二条―第十八条）</p> <p> 第二款 <u>総合環境政策局（第十九条―第二十六条）</u></p> <p> 第三款 <u>地球環境局（第二十七条―第三十条）</u></p> <p> 第四款 <u>水・大気環境局（第三十一条―第三十六条）</u></p> <p> 第五款 <u>自然環境局（第三十七条―第四十二条）</u></p> <p> 第六款 <u>放射性物質汚染対処技術統括官（第四十三条）</u></p> <p>第三章 審議会等（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十七条）</p> <p>第五章 地方支分部局（第四十八条）</p> <p>附則</p>

第二章 内部部局等

第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等)

第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局並びに総合環境政策統括官一人を置く。

地球環境局

水・大気環境局

自然環境局

環境再生・資源循環局

2 大臣官房に、環境保健部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 広報に関する事(地球環境局の所掌に属するものを除く。)

十二～十五 (略)

第二章 内部部局等

第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等)

第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局並びに放射性物質汚染対処技術統括官一人を置く。

総合環境政策局

地球環境局

水・大気環境局

自然環境局

2 大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に環境保健部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

(新設)

十一～十四 (略)

(削る)

十六 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

十七 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。

十八～二十四 (略)

二十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二十六 環境調査研修所の業務に関すること。

二十七 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

十五 広報に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(新設)

十六～二十二 (略)

(新設)

(新設)

二十三 (略)

二十四 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十五 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。

二十六 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。次号及び第二十九号並びに第十六条第二号及び第三号において同じ。)の排出の抑制及び適正な処理(浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。)並びに清掃(ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。以下同じ。)並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。)

(削る)

二十八 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三十 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

三十一 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次条第三号、第十六条第九号及び第二十四条第四号におい

二十七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。

二十八 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）。

二十九 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「中間貯蔵業務」という。）に係るものを除く。）。

三十 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること。

三十一 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

て同じ。)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に
関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)

三十二 国土利用計画(国土利用計画法(昭和四十九年法律第
九十二号)第四条に規定する計画をいう。第十七条第四号に
おいて同じ。)のうち全国計画(同法第四条に規定する全国
計画をいう。同号において同じ。)の作成に関すること(環
境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)

三十三 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

三十四 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に
関する制度に関すること。

三十五 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の
所掌に属するものを除く。)

三十六 環境の保全の観点からの温室効果ガス(大気を構成す
る気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放
射する性質を有するものをいう。以下同じ。)の排出の抑制
に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの
(以下「基準等」という。)の策定及び規制その他これに類
するもの(以下「規制等」という。)に関すること(地方公
共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成
十年法律第百十七号)第二十一条第一項に規定する地方公共
団体実行計画をいう。第十七条第五号において同じ。)その
他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する

三十二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に
関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の施行に関
すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

施策に関するものに限る。)

三十七 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。

(新設)

三十八 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

(新設)

三十九 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。

(新設)

四十 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。

(新設)

四十一 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)の施行に関すること。

(新設)

四十二 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

(新設)

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二十二條に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。

ニ 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第十八条において「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

ホ 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。

ヘ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。

四十三 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

（新設）

四十四 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

（新設）

四十五 第二十八号から前号までに掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

四十六・四十七 （略）

三十三・三十四 （略）

2| 環境保健部は、前項第二十六号に掲げる事務（第四十八条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなっていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第三十三号、第三十五号、第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並びに同項第四十五号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

(削る)

2| 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十六号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合環境政策局の所掌事務)

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関することと（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経

費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次
条第三号、第二十条第五号及び第二十八条第四号において同
じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関す
ること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

五 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十
二号）第四条に規定する計画をいう。第二十一条第四号にお
いて同じ。）のうち全国計画（同法第四条に規定する全国計
画をいう。第二十一条第四号において同じ。）の作成に関す
ること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る
こと）。

六 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

七 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関す
る制度に関すること。

八 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌
に属するものを除く。）。

九 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気
体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射す
る性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関
する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実
行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律
第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行
計画をいう。第二十一条第五号において同じ。）その他の地

が公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。)

十 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。

十一 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

十二 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。

十三 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。

十四 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

十五 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。

ニ 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

ホ 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。

ヘ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。

十六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

十七 環境調査研修所の業務に関すること。

十八 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

十九 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）。

(地球環境局の所掌事務)

第四条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房及び水・大気環境局の所掌に属するものを除く。)

五〜十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に関すること(特定有害廃棄物等(特定有

2| 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務(人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなつていないもの(以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。))の防止のために行うものに限る。)、同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十七号に掲げる事務(環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。))並びに同項第二十号に掲げる事務(発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。))をつかさどる。

(地球環境局の所掌事務)

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(総合環境政策局及び水・大気環境局の所掌に属するものを除く。)

五〜十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に関すること(特定有害廃棄物等の輸出、

有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分に関すること（貿易管理に関するものを除く。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に関する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大気環境局及び自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

（水・大気環境局の所掌事務）

第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並

輸入、運搬及び処分の規制に関すること並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に関する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大気環境局及び自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

（水・大気環境局の所掌事務）

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構

びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

三〇五 (略)

(削る)

(削る)

六〇八 (略)

九 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

十 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

一〇一〇 (略)

一五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の

が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)に限る。)

三〇五 (略)

六 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

七 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。

八〇十 (略)

十一 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

十二 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

一〇一〇 (略)

一七 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の

観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する
こと（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの
（第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲
げる事務、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のため
行うもの並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するものを
除く。）に限る。）。

（自然環境局の所掌事務）

第六条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 （略）

六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。
（第三十六条第五号及び第三十七条第二号において同じ。）の
整備に関すること。

七〜十三 （略）

（環境再生・資源循環局の所掌事務）

第七条 環境再生・資源循環局は、次に掲げる事務をつかさどる

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
進に関すること（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関す
る法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規
定する原子炉の運転等をいう。第四十二条第四号及び第四十

観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する
こと（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの
（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、
第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並び
に発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの
を除く。）に限る。）。

（自然環境局の所掌事務）

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 （略）

六 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。
（第三十九条第五号及び第四十条第二号において同じ。）の整
備に関すること。

七〜十三 （略）

（新設）

四 条第六号において同じ。) に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処(以下「原子力災害からの環境の再生」という。)並びに資源の再利用の促進並びに廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第二十一条第一号、第四十二条第四号及び第四十四条第六号を除き、以下同じ。)の排出の抑制及び適正な処理(浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。)並びに清掃(ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。第四号及び第四十二条第三号において同じ。)(次号並びに第四十一条第二号及び第三号において「資源の循環利用等」という。)に係るものに限る。)

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関することと(原子力災害からの環境の再生及び資源の循環利用等に係るものに限る。)

三 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

四 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。

五 原子力災害からの環境の再生に関すること。

六 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。

（総合環境政策統括官の職務）

第八条 総合環境政策統括官は、環境省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な環境省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

（次長）

第十条 環境再生・資源循環局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十一条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び

（放射性物質汚染対処技術統括官の職務）

第八条 放射性物質汚染対処技術統括官は、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に係る技術に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

（新設）

（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第十条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び

び審議官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2・3 （略）

（削る）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十二条 大臣官房に、環境保健部に置くもののほか、次の七課を置く。

秘書課

総務課

会計課

総合政策課

環境計画課

環境経済課

審議官六人を置く。

2・3 （略）

（参事官）

第十一条 大臣官房に、参事官三人を置く。

2 参事官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

（大臣官房に置く課）

第十二条 大臣官房に、廃棄物・リサイクル対策部に置くもののほか、次の三課を置く。

秘書課

総務課

会計課

環境影響評価課

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

環境保健企画管理課

環境安全課

(総務課の所掌事務)

第十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること(総合政策課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

(削る)

七〜十 (略)

(削る)

十一・十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 廃棄物・リサイクル対策部に、次の三課を置く。

企画課

廃棄物対策課

産業廃棄物課

(総務課の所掌事務)

第十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

六 (略)

七 行政の考査に関すること。

八〜十一 (略)

十二 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十三・十四 (略)

十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

十六 (略)

(総合政策課の所掌事務)

第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること（環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。）。
- 二 環境省の行政の考査に関すること。
- 三 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 四 環境調査研修所の業務に関すること（環境保健部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
- 四 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関するものを除く。）に限る。）。
- 五 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること。

- 六 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関することと（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関に限る。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 九 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関することと（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 十一 大臣官房の所掌事務（環境保健部並びに秘書課、総務課及び会計課の所掌に属するものを除く。）に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関すること。
- 十二 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
- 十三 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の

- 六 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する
こと（他局並びに環境保健部並びに環境計画課、環境経済課
及び環境影響評価課の所掌に属するものを除く。）。

十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣
の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決
定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を
図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する
こと。

（環境計画課の所掌事務）

第十七条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画（環境基本法第十五条第一項に規定する計画
をいう。）に関すること。
- 二 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関
する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して
講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。
- 三 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関を除
く。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の

（廃棄物対策課の所掌事務）

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃
棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（
中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係る
もの並びに企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除
く。）。
- 二 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。
- 三 清掃に関すること。
- 四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物

保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

五 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。

六 大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。

七 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

（環境経済課の所掌事務）

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る

質により汚染された廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関すること（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るものを除く。）。

五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関すること。

七 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

（産業廃棄物課の所掌事務）

第十八条 産業廃棄物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

二 産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係る

。)

三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二條に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。

ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に

もの並びに企画課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)

三 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること。

四 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る。）に関すること。

六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る）中間貯蔵業務を

(削る)

(削る)

環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

(削る)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合環境政策局の所掌事務に関する総合調整に関する事

(総務課の所掌事務)

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

- 環境保健企画管理課
- 環境安全課

環境影響評価課

環境経済課

環境計画課

総務課

の四課を置く。

第十九条 総合環境政策局に、環境保健部に置くもののほか、次

(総合環境政策局に置く課)

第二款 総合環境政策局

除く。)に関する事。

- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関に限る。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 七 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 八 環境調査研修所の業務に関すること（環境保健部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
- 十 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社組織及び運営一般に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、総合環境政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(削る)

(削る)

(環境計画課の所掌事務)

第二十一条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画（環境基本法第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。
- 二 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。
- 三 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関を除く。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
- 五 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。
- 六 大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。
- 七 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

(環境経済課の所掌事務)

第二十二条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推

進に関する事（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関する事（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関する事。

四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関する事。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に関する事。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関する事。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事。

ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事。

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第

第十九条 (略)

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十条 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 環境調査研修所の業務に関する事(第四十八条第二項第一号に掲げる事務に関するものに限る。)

三〜八 (略)

(削る)

三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。

六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

第二十三条 (略)

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十四条 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(新設)

二〜七 (略)

八 環境調査研修所の業務に関する事(環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究

九 (略)

第二十一条・第二十二条 (略)

第二款 地球環境局

(地球環境局に置く課等)

第二十三条 地球環境局に、次の三課及び参事官一人を置く。

(略)

(総務課の所掌事務)

第二十四条 (略)

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十五条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房及び水・大気環境局並びに国際連携課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。)

九 (略)

第二十五条・第二十六条 (略)

第三款 地球環境局

(地球環境局に置く課)

第二十七条 地球環境局に、次の三課を置く。

(略)

(総務課の所掌事務)

第二十八条 (略)

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十九条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(総合環境政策局及び水・大気環境局並びに国際連携課の所掌に属するものを除く。)

- 一 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号、次条第一号及び第二十七条において同じ。）の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（国際連携課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 （略）

（国際連携課の所掌事務）

第二十六条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 六 （略）

（参事官の職務）

第二十七条 参事官は、命を受けて、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

- 一 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（国際連携課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 （略）

（国際連携課の所掌事務）

第三十条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関すること。
- 二 六 （略）

（新設）

第三款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

第二十八条 (略)

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

四～六 (略)

(削る)

第四款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

第三十一条 (略)

(総務課の所掌事務)

第三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。))に限る。)

三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。))に限る。)

四～六 (略)

七 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

(削る)

七 (略)

八 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

九・十 (略)

第三十条・第三十一条 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十二条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)

六〜八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの。

八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。

九 (略)

十 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

十一・十二 (略)

第三十三条・第三十四条 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

六〜八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの。

(土壤環境課の所掌事務)

第三十三條 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、第五條第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤に係るもの。

第四款 自然環境局

第三十四條・第三十五條 (略)

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十六條 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査(自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)に規定する基礎調査をいう。)その他自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の基礎となる事項の調査及び分析並びに情報の収集、整理及び提供に関すること。

二～九 (略)

第三十七條～第三十九條 (略)

(土壤環境課の所掌事務)

第三十六條 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、第六條第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤に係るもの。

第五款 自然環境局

第三十七條・第三十八條 (略)

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九條 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査(自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)に規定する基礎調査をいう。)に関すること。

二～九 (略)

第四十條～第四十二條 (略)

第五款 環境再生・資源循環局

(環境再生・資源循環局に置く課等)

第四十条 環境再生・資源循環局に、次の三課及び参事官四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

総務課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(資源の循環利用等に係るものに限る。)
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(資源の循環利用等に係るものに限る。)
- 四 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(廃棄物の再生に係るもの(廃棄物処理法の施行に関する事、独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関する事並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事

(新設)

(新設)

(新設)

業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）に限る。）。

五 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること。

六 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。

七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、環境再生・資源循環局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（廃棄物適正処理推進課の所掌事務）

第四十二条 廃棄物適正処理推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物規制課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。

三 清掃に関すること。

四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥

（新設）

「ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第四十四条第六号において同じ。）の適正な処理に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関すること。

七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること（原子力災害からの環境の再生に係る技術に関するものを除く。）。

（廃棄物規制課の所掌事務）

第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること。

二 産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 廃棄物の処理に関する基準に関すること（総務課の所掌に

（新設）

属するものを除く。)

四 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関する事(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。次条第三号において同じ。))の確實かつ適正な処理の推進に関するものを除く。)

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務(廃棄物処理法第八条の五第三項(廃棄物処理法第十五条の二の四において準用する場合を含む。))の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。)に関する事。

(参事官の職務)

第四十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は環境再生・資源循環局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(原子力災害からの環境の再生に関する事に限る。)

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関する事(原子力災害からの環境の再生に関する事に限る。)

(新設)

- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。
- 五 災害により生じた廃棄物の適正な処理に関すること（当該廃棄物の処理のための補助に係るもの並びに総務課及び廃棄物規制課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 原子力災害からの環境の再生に関すること（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物の適正な処理に係るものを除き、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係るものに関しては、当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関することに限る。）。
- 七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関すること。
- 八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。

(削る)

第六款 放射性物質汚染対処技術統括官

(参事官)

(削る)

第三章 審議会等

~~第四十五条~~、~~第四十七条~~ (略)

第四章 施設等機関

(環境調査研修所)

~~第四十八条~~ (略)

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

~~第四十九条~~ 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	(略)	(略)

~~第四十三条~~ 本省に、参事官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2) ~~参事官は、放射性物質汚染対処技術統括官のつかさどる職務を助ける。~~

第三章 審議会等

~~第四十四条~~、~~第四十六条~~ (略)

第四章 施設等機関

(環境調査研修所)

~~第四十七条~~ (略)

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

~~第四十八条~~ 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	(略)	(略)

東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県、宮城県 秋田県 山形県
福島地方環境事務所	福島市	福島県
関東地方環境事務所	(略)	(略)
中部地方環境事務所	(略)	(略)
近畿地方環境事務所	(略)	(略)
中国四国地方環境事務所	(略)	(略)
九州地方環境事務所	(略)	(略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(大臣官房環境保健部参事官の設置期間の特例)

2 第十二条第二項の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(地球環境局参事官の設置期間の特例)

3 第二十三条の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県、宮城県 秋田県 山形県 福島県
(新設)	(新設)	(新設)
関東地方環境事務所	(略)	(略)
中部地方環境事務所	(略)	(略)
近畿地方環境事務所	(略)	(略)
中国四国地方環境事務所	(略)	(略)
九州地方環境事務所	(略)	(略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(放射性物質汚染対処技術統括官の設置期間の特例)

2 放射性物質汚染対処技術統括官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

(大臣官房審議官に係る特例)

3 平成二十九年七月三十一日までの間、第十条第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(削る)

~~(環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例)~~

4| ~~第四十条の参事官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。)~~のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5| ~~第四十条の参事官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。)~~は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

~~(福島地方環境事務所の設置期間の特例)~~

6| ~~福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。~~

(削る)

(削る)

(削る)

4| ~~第十条第一項の審議官(前項に規定するものを除く。)~~のうち一人は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

~~(大臣官房参事官の設置期間の特例)~~

5| ~~第十一条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。~~

6| ~~第十一条第一項の参事官(前項に規定するものを除く。)~~のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新規)

7| ~~第十一条第二項の参事官(前二項に規定するものを除く。)~~のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

~~(総合環境政策局環境保健部参事官の設置期間の特例)~~

8| ~~第十九条第二項の参事官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。~~

~~(参事官の設置期間の特例)~~

9| ~~第四十三条第一項の参事官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。~~

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(庶務)</p> <p>第六条 審査会の庶務は、<u>環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第六条 審査会の庶務は、<u>環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課</u>において処理する。</p>

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（庶務） 第七条 審議会の庶務は、<u>環境省大臣官房総合政策課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第七条 審議会の庶務は、<u>環境省総合環境政策局総務課</u>において処理する。</p>